

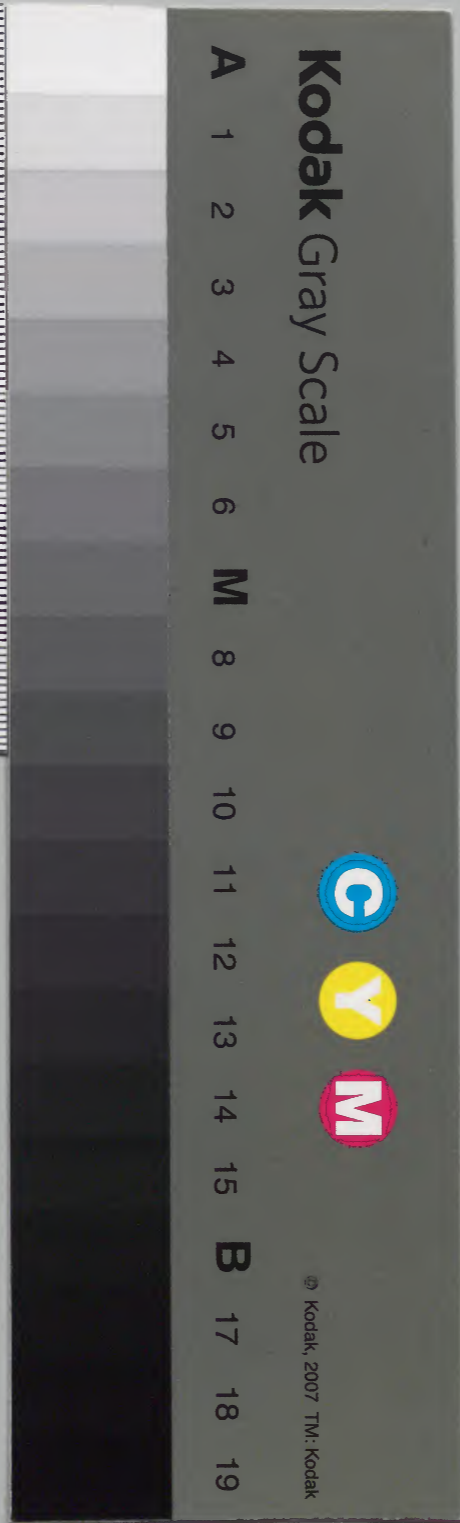
# 貞丈雜記

四之下

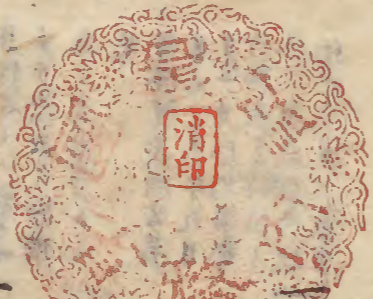
太政官文庫			
一	二	三	和書門
五	六	八	
號	函	架	冊

內閣文庫			
二	二	二	和書類
三	三	二	
架	冊	號	函

內閣文庫	
番號	和 11568
冊數	32 ( 8 )
函號	212 17



南正倉  
中央



消印

御弓場始の時念人ヨレニンと云ふ射子の肝煎也

肝煎トハ世伝  
ヲヤクト云フ

即射子



乃奉行也東嶽トふレ見タリ念人ト云事上古禁中此

射禮賭カケヲカ見タリ新儀式ニモ見タリ

一今世書役の者を祐筆ト云祐筆ト書氷也右筆ト也

一カ也右筆此事書札の部ニ記スる略ト

一兄部コノカキハ或書力者カ長也トアリカ者ノ事前ニ記ス鎌倉年中行

事公方様御発向之事中畧兄部ハ御長刀ヲ持二番ノ御

力者柄長エナカヒサゴヲ持トアリ物ハヒシヤクナリ  
調度部ニ記ス

仕レ可テ也惣ト人ノめレテハ人ノ事也下部ノ者也仕シ

テウテ也丁テハカ人ト云カ年ノ齡ト壯ト強ト者ト云カ老ト衰トノ者ハ

親長脚之記文明  
四年正月廿日  
内納条於室町及  
市村而所市小袖  
同委庶程ハ事時  
存狀云  
家中竹馬記云應  
仁ヨリ以前天下  
安民の比おて佛  
供の小若ハ皆  
一ツありて一歳  
佛供の人の馬  
此先又之にお  
の御社をあるの  
時ハ佛系に於也  
應仁の比ハ各の  
馬の爲に走くと  
あるハ奈良社  
奉ハ應仁の比ハ  
佛供の人の家ヲ  
シテ奈良ノ佛供  
亦ト名付ラレシ  
也  
常徳院教尚公長  
享元丁未年九月  
十二日江州南都  
市動座々時佐  
木六角高頼所退  
伯也ト云フ家  
中

竹馬記ニ見ユ此  
時ノ佛供ハサ  
シテ其家ノヲ奈  
良ノ佛供衆トイ  
フナルヘシ  
奈良佛冬指應永  
廿二年八月廿四  
日室町殿奈良  
冬指佛堂同佛  
康富記ニ見

一 市小袖佛番長 永録日記ハ市小袖佛番長と云あり  
又年中恒例記ハ云第分此条佛小袖此間ハ大豆を自ウ  
タル也とあり此ハ小袖此間の佛番長あり

一 奈良佛供衆 永録日記 未考室町殿十三代の肉奈良佛成  
あり一時的佛供のくをさし奈良の佛供衆云云歟 政指軍

奈良佛社系アリ條々書云云奈良佛社系乃村各ころ多きありんのみある禱き  
一云殿中日記寛正六年九月廿一日南都市下向市出卯刻佛供衆ヒヤウモシ上下子同廿二  
日佛社系云春日ノ社ハ佛社系之此時ノ佛供衆ノ家ヲサレテ  
奈良ノ佛供衆ト云之寛正六年ノ事ナリ

一 三國司と云事旧記ハ名々あり三國司と云飛彈の國司  
路 阿波の國司 一亨 是後之國司と云あり  
一 國分の奉行と云ハ諸國へ段錢 既錢トハ田一付テ錢何ホドワリ付テ  
トルヲ云高刻ト云ニ同シ

其お惣時ハ奉行衆 奉行衆ヲ右ノ筆方トモ云公事方諸事ヲ評定シ  
キハメテ政府へ出シ決定スル後ヲ奉行衆ト云フ也 園を  
其國ハ護と云分々其國分此奉行ありと事  
照愚草ハ名々あり  
一 廳佛坊 此ハ旧記ハ名々伊勢因幡入道并常真返卷  
云廳佛坊ハ佛堂此佛門祿ありはるき一人あり  
惣在廳ト云坊官少くハを略シハ廳佛坊ト云ハ  
ハシレユゴ  
一半守護乃事并藤親基日記細川阿波入道和泉守  
護赤松次前法師干時加賀守國守護と云之り  
て守護と云ハ將軍家より此作付武士を諸國へ下  
其國への惣支配をすの人を云半守護と云た之ハ和泉

國半國惣支配を守る人を守守護と云あり一ヶ國の惣支配する人ハ守護と云あり

一家司役ケイジンと云公家府の家老の役を云又教以元服記家司役と云事又云あり

一引付方奉行と云引付所乃事也評定所の下司あり政所へ出づ時々の日記を記し古例等を書留むを云惣引付と云ハ此等の日記也引付後日の控授引付所為事書留む也付く記し付も也評定の改訂を帳面書留め置く役を引付所と云あり

一油持アブラモチと云ハ公卿参内社番等此行列を記ししる所ハ油

持とあるハ車の軸ガシをさす處に油を持ち行く役人也油と云るハ書きたるもあり

一出車衆乃事車に乗る後より御供ある人ハ車を借給て其乗る人ハ出車衆と云弘河原勸進猿樂日記云上極

伊勢御母御系トハ伊勢守ノ妻ノト也

出車衆ト云スイヤシヤスイヤシヤヨムありヒトタマヒのりたるひとハ副車ト書倭名

抄云漢書注云副車曾ハク俗云比度太流加後乗也又花鳥錦儀云

出車を云ハ方より照キニリノイせられて人ハ給ふ也人給

あつる也云人給ふ人ハ車を借し給ふるを云也人給の車と云為きを車を略し人給と云るハ云習と云

たもありの

一公方人クボウニシ公方者クボウモノの事コト公方人クボウニシは御格勅カウゴ同朋ヨリ上ナル人也の事あり公

方者クボウモノは御力者御雑色カウゴをとりりと鎌倉年中行事カウゴに

あり

一御をく公方ノ右筆ノ事条ノ圖書云御をく公方ノ右筆

云事ノ事申定例記云御をく公方ノ御返カウゴの物を

取調シラバゆへ無ゆを公方極キを御後きゆへ是を以て

公方キ此公極キ摸也ホ御をく公方ノ同朋キは千足也

又云御返カウゴのゆへは公方ノ元キ中法返キの返分キ出キ諸

家キの物献キ上キゆへ返れは御時キに下物キを以て調キ

まを公方極キ率キ度キ以後ありて扱キゆへ也是ハ公方極御自

身キ取キをく公方極キ也依キ此役キを親摸キす也キ下物キ

公方極キ也右筆ハ公方極キ也

一この右筆ノ事同記云此右筆ノ事条ノ事ありこの右筆

は公方極キの字也御をく公方ノ外キを云也外極キむきの也

公方極キハ公方極キ右の事物キを御後キ云キ下物キ也

一この物奉行の事同記云か物奉行キ御物キありゆへ物ハ唐

土キより御キ本キたる物キ之唐物キの善惡上中下キ御品キを同キ別キ

御奉行也是皆御本キたる物キ返キれ御使キを以キ公家大名キ外

諸家キハ御物キあり

一 御出奉行力事旧記より文明十二年正月十日之款

長卿記云室町殿年始御冬内勸修寺大納言御出奉行

年中恒例記云御出奉行より右力筆方御内ある御先之

伺ふ仕り庭上と皮をきき若く御宮事御内

御出奉行より事出をききしもごちをききあすのききや

ちんをききしやきき刀をききしもあうをきききあり貞衡

云御出奉行より今世より御目付所ある

一 御出より一 女房御事旧記云此名目所見ありし

より役名堂上よりあり南村御誕生ありし乳人御出より

より人ありし乳人のより御出生より小児をだき抱り人也

人殺定かハハ乳をよる人あり生人のよりしより一人何れ已き小

児の時乳をよげ一人より生人迄の由より御生長の後も御

さしよりしより事あり おさしより若君御出よりめしよりしより抱りしより

一 近習より事古来よりありし役の名あり甘露寺親長卿記云

文明十七年五月廿三日近習より輩打方より一番御五番御

二番御三番御より打寄四番御存子細今度不一揆又長享

三年三月廿日大樹自江州帰御先陣近習一二三番御次

御小袖評定御供奉より近習より五番御よりあり天

和三年七月廿五日御條目近習より諸奉行より比近習より

常憲院御一代より仕り御役より若く使事重政御

近習也

一觸口之事 走所故実云永録三年二月六日御参内次觸口

四人一人一人一人一人是ハ走所の内御法を同松の御法を觸口

定められし事ありあり也 慶長九年

台徳院極將軍宣下御御賀御行列の書云

一番 一人一人一人一人 雜色の事あり

あれは あつたや 御賞家ハ走所あり若雜色を以

て唱れり也

一執事代事政所方引付云明應三年政所寄人諏方信濃守

貞通引付所于時執事代云又政所執事代于時杉田丹

追考執事代ハ兼  
乃公方御分り休  
付定り此事あり  
日ノ記云文明十  
七年十月十六日

政所執事代事  
係付目執事代  
礼以太刀を止  
以文より定ま  
り給ふ

後守長秀云管領一人ヲハ執事トイフト鎌倉年中行事

見たり 是後領ノ一人トハ 是を以執事代を考ねハ政所より出る人の

内之日の筆跡を執事代と定し書し事あり

一年寄家若宿老雜掌何誰代事實殿 伊勢守 御書案雜云細川

及年寄所畠山及家老 同書云伊勢守代何と云々 康富日記康正元年十 衆武

衛宿老所山名及宿老所一色及因断云然云三職は職の所力

内者ハ年寄考家老又ハ宿老と唱り也 其餘之家ハ雜掌共

又ハ何と誰代と唱り也 也被管り別也

一高家之事 京都將軍家之比為家云名目ハありあや

舊記子名えす御書家より也 元和九年より為家を定む





位ト云ハ座居ト  
云事也座ノ字ク  
ラトヨム座ニ居  
ル次ガノ法也

一 位クラト云ハ禁中クラあり列座クラあり時座クラありの事ト下を云る為の法

也一位ハ一番めクラ二位ハ二番め三位ハ三番めクラ是座すクラ為

ニ定クラ事也位階イカト云る位クラの事也

一 官クラを以クラ依付ニシを任ニシする事ト云兵庫クラ从クラ任ニシする伊勢クラも任ニシする

あクラト云クラ職クラを以クラ依付ニシを補ホする事ト云侍クラ不クラ別クラ當クラを補ホす

るクラ職人クラ頭クラを補ホするクラ職人クラ所クラの役クラハクラあクラト云クラ也

一 位クラを以クラ依付ニシを叙シヨする事ト云正三位クラ叙シヨする正五位クラ上クラ叙シヨ

する事ト云叙シヨ也始シユ後シユ位クラ下クラ叙シヨする叙シヨ爵シヨト云也

一 權官ゴンクト云ハ權大納言クラ權中納言クラ又クラ何クラ權助クラ權頭クラあり

その也クラ權クラハクラりクラりクラりクラ是クラるクラ人数クラの外クラよりクラりクラりクラ人数クラをクラ

一 兼官ケント云ハ一人クラ二クラの官クラを任ニシする事ト云也

一 前官ゼント云ハ前サキ大納言クラ前サキ陪クラ守クラありその也クラたクラバクラ大納言

言クラの人クラ大納言クラをクラ辞クラ退クラする位クラよりクラりクラりクラ官クラあり時クラ前クラの大納言

ト云也クラ外クラの官クラもクラもクラあクラるクラ事ト云也

一 散位サント云ハ非ヒ冬サン儀ガト云ハ右クラの前官クラの事ト云也

一 官位昇進シヤカト云ハ官位クラはクラるクラ上クラの官位クラよりクラりクラりクラる事ト云也

進クラの字クラをクラあクラるクラ事ト云也

一 越階ツツト云ハ位クラのクラるクラ事ト云也

がクラるクラ事ト云也クラ正四位クラ下クラよりクラりクラ正四位クラ上クラのクラるクラ事ト云也

がクラるクラ事ト云也クラ正四位クラ下クラよりクラりクラ正四位クラ上クラのクラるクラ事ト云也

のちハ順也然も云正四位下より重後之位ハ叙して正四位  
上を飛越してのちを云也此外もあざとく初て位ハ  
次第左のむと云々三十階あり階ノ字ハキギをヨリ位ニボルハ  
キギをヨリノむと云々

正一位 從一位 正二位 從二位 正三位  
從三位 正四位上 正四位下 從四位上 從四位下  
正五位上 正五位下 從五位上 從五位下 正六位上  
正六位下 從六位上 從六位下 正七位上 正七位下  
從七位上 從七位下 正八位上 正八位下 從八位上  
從八位下 大初位上 大初位下 少初位上 少初位下  
右の如し正一位の正の字神の位の時ハすくなく人の位ハ時を

小どりて云事多也正二位以下も同

一叙留シヨリウと云ハ官位あざとく一階上の位タテのかりて官ハ左の如  
あざとく位タテのかりて官ハ左の如

一相當サウトウと云ハ官ハ位と定りて官ハ位と權カクさまとのつらあ  
公を云也重き官ハ位も重し輕き官ハ位も輕し是れ相當と

云也等と云太政大臣ハ正一位從一位左大臣右大臣ハ正二位從  
二位大納言ハ正三位中納言從三位あざとく官ハ位とおの定

みをも云也

一贈位ブライ贈官ブウケンと云ハ死して人ハ位を以て付付を贈位と云官  
を以て付付を贈官と云贈ハをくつと云字也死人は官位

を送る終也

一官の役目はとめつてを職掌と云

一品二品と云ハ親王の位也一位二位と云子同率あり

七親王の位をばあると云下位を八位と云親王と天子

の御二男三男又ハ御兄弟は親王といふ号は免あり也

一除目と云ハ官を任ぜし時の政事也正月ハ縣官の除目

諸國の国司を任ぜし秋ハ京官除目と云京官は

又修附除目と云修附子行ふ事あり

大臣ハ除目の附任せず節會を行ふ任せし也任大臣節

會と云

縣トハイ十カノ  
率也諸國ヘツカ  
ハサル、國司ヲ  
任付ル、故ア、カ  
タメシト云

一叙位と云ハ正月五日六日の比は行ひる是人々は位をば任付時

乃政事也近代ハ叙位除目と云は終了行をばせず

一節會と云天子御あり御あり下は御宴をば

御酒宴あり元日の節會白馬の節會踏歌の節會豊明

節會立后節會立坊節會任大臣節會あり

あり其祝式ハ西宮紀北山抄江家次第公事根源後醍醐天

皇年中行事あり云書ありあり

一上卿と云ハ大臣中納言の内何れも中納言の公事の奉行

を勤む人を云う上卿と云也

一内弁外弁と云ハ禁中公事を行ふ日の奉行を内弁と云

多々羅向茶云上  
卿トハ大臣奉行  
ノ公事ハ大臣ヲ  
上卿ト云大臣中  
言奉行ノ公事ヲ  
ハ大臣中納言上  
卿ト云其日ノ上  
首ヲ上卿ト云  
○史記周本紀曰王

ふりち上卿の事也外并ハ内并の次より内并の子位と云ふ事  
亦役也其も常より云ふは内并に當りし事也

一長橋局ナガハシツボ子と云ハ勾當内侍の事也女中也女中ナイシツカサは内侍司と云官

あり天子の御例あり勤の役也其より上を尚侍ナイシツカサと云その次を

典侍ナイシツケと云その次を掌侍ナイシツセウと云その掌侍ハ四人あり四人の内第一の

掌侍を勾當の内侍と云勾當内侍の居るは後所の名を長

橋局と云残三人の掌侍ハ上ハ氏を付けて源内侍藤内侍

と云也四人の内後よりありけるを新内侍と云勾當内侍勅チヨクを

うけかりし書出り文を女奉書ニヨホウシヨと云沙門シヤモン醫者等の官位ハ

勾當内侍の次より上卿人ハ傳り也女奉書の事を

内侍宣ウチノシと云也 内侍宣ヲダイシセシト云フハ  
又別ノ事ナリ末ニシルス

一攝政セツシヤク関白クワンハクと云ハ二の名也先攝政と云ハ天子御幼少歟又ハ女帝ニヨテイ

なり此處ハ村ハ大臣と云人なりしを天下の政事を取

行し人をも云也叔母幼少の天子十五の以年までありしを

勤了十六の以年よりありしを其役をやめり天子ハ自政

事を云行ひありしを其役をやめり天子ハ自政

天下の政事をありしを関白と云也此村一層の宣下イチヤガセンゲと云

是處の村位の以年よりありしを其役をやめり天子ハ自政

関白のものを一人とも云也天子以年十五までハ攝政と云以年

十六より関白と云勤め方ハ同一事也

関白ノ二字あり  
くりまうすとよ  
むく天下の政事  
をあらうりまふ  
あり

上卿と人任官の  
名は大勢に  
の役人等合す  
多すの時一  
の上首と上卿と  
云

一口宣と云は任官の時其者を何の官に任じ給ふを調へて云せし

職事の方より 職事トハ職人 上卿より下知する状を口宣案と云也 職の事あり

一宣旨と云は右の如く職事上卿より下知する時口宣の類を云て上

卿より外記より下知する状を宣旨と云之

一綸旨と云は右の如く上卿より外記より下知する時宣旨の類を

受て書り出す状を綸旨と云

一位記と云は官位の證文の松成物也任官の初大臣を初名其

う皇朝役人列座して評定ありての如く一任に寄合する撰政

関白左右大臣大中納言辨あぶら云役人の名を書き列す

つら其人ハ坊切勞より坊切官より任付と云事を書する

を位記と云は巻物に天子の御朱布有

一宣命と云ハ天子の號しめしを人より告げしめし任官の書物

也其宣命をよむ時する役人を宣命使と云

一准后と云は准三宮と云も同一事也天子の御祖母を大皇

太后宮と云同御母を皇太后宮と云同御妻を皇太后宮

云を合し三宮と云也大臣あはる人後天子御號しめし

より右の三宮は准せし事あり三宮は准せし事あり

位を准するのみあり右の三宮のありし禄は准せし事也

三宮のありし禄の額を給ひし事也

一院と云は仙洞と云も同一事也天子の位を定むるあり

一 御隠居 あづかる 御 つら 也 女中 を 女院 とも 也 女院 ハ 天

子の御母也 何 ハ 門院 と 云号 を 御 つら 也 皇嘉門院  
十トノ

一 東宮 とも 皇太子 とも 天子 ハ 御嫡子 ハ 御家督 を 御

さ あ 御 つら 也 又 ハ 坊 とも あり 春宮 とも 云

一 女御 とも 天子 の 御 つら 也 後 ハ 中宮 ハ 后宮 ハ あり あり 也

御書 を 后宮 ハ 中宮 ハ 后宮 より 下 也 中宮 とも あり あり 也

御書 也 桓武天皇 ハ 御 つら 也 中宮 ハ 后宮 ハ あり あり 也

中宮 ハ 后宮 ハ あり あり 也 中宮 ハ 后宮 ハ あり あり 也

一 公卿 とも 攝政 ハ 白太政大臣 ハ 右大臣 ハ 内大臣 ハ あり

大納言 ハ 中納言 ハ 教一位 ハ 二位 以上 ハ 卿 也 儀 ハ 宰相 の あり

位 とも 卿 とも 也 又 大臣 ハ 卿 とも あり あり 也 大納言 ハ 儀

教一位 ハ 二位 以上 ハ 卿 也 又 卿相 とも あり 又 月

卿 とも 云 殿上人 ハ 雲客 とも あり

一 殿上人 ハ 五位 以上 ハ 昇殿 ハ あり あり 也 昇殿 ハ あり

殿 を 昇殿 する 人 ハ 殿上人 とも あり 也

一 昇殿 を 昇殿 する 人 ハ 昇殿 の 上 ハ あり あり 也 昇殿 ハ あり

云 昇殿 の 上 ハ 昇殿 する 人 ハ 昇殿 の 上 ハ あり あり 也 又 昇殿 ハ あり

上の間 ハ あり あり 也 小板 ハ 出 る 上 ハ 昇殿 の 上 ハ あり あり 也

一堂 上 ハ 昇殿 の 上 ハ あり あり 也 地 ハ 昇殿 の 上 ハ あり

さ あ 昇殿 の 上 ハ あり あり 也 地 ハ 昇殿 の 上 ハ あり あり 也

一遷任セニニレとも轉任テンニシとも云ふ別の官ウチなる事也後述也

一將軍宣下セニゲとも征夷大將軍の官ウチを以て付事也

一禁色宣下キンシキとも装束キヌムラサキコキクシナイに禁色キンシキを用ひる事を以て禁色キンシキと云ふ也

禁制の色也深紫深紅を上古コキムラサキコキクシナイの禁色キンシキと云ふ也

古以来織物の装束を用ひる所ウチに禁色キンシキを用ひる所ウチを禁色キンシキと云ふ也

古ウチ以来ウチ織物ウチの装束ウチを用ひる所ウチに禁色キンシキを用ひる所ウチを禁色キンシキと云ふ也

あれども其の御免ウチの由ウチにありて是る物也

一禁色キンシキに事ウチ枕草紙ウチ云六位の藏人ウチに其の禁色キンシキを用ひる事也

れウチにウチ六ウチ位ウチの藏人ウチに其の禁色キンシキを用ひる事也

云ウチ六ウチ位ウチの藏人ウチに其の禁色キンシキを用ひる事也

書ウチ云ウチ六ウチ位ウチの藏人ウチに其の禁色キンシキを用ひる事也

一兵杖宣下ヒヤウジヤウセシゲとも兵杖ヒヤウジとも兵具ヒヤウジの事也大刀ヒヤウジ等ヒヤウジ也隨

ちハ大刀ヒヤウジを以て兵杖ヒヤウジと云ふ也

もウチのウチ兵杖ヒヤウジ宣下ヒヤウジとも武官ヒヤウジの人ヒヤウジに以て不及ヒヤウジ隨身ヒヤウジ

を以て也文官ヒヤウジ人ヒヤウジの御免ヒヤウジありてはヒヤウジもヒヤウジ也

関白ヒヤウジありてはヒヤウジもヒヤウジ也

御免ヒヤウジありてはヒヤウジもヒヤウジ也

を付兼しせしむ也

一隨身と云ハ左邊衛右邊衛の官は下役は將曹府生番長

近衛ありと云役人ありは役人何をも手をもら胡録を

原むた刀をもち大將中將少將に付あさうを隨身と云

左右衛門督同佐左右兵衛督同佐ありと云也

一文官武官と云の禁裏内外の守護と云武道よりなる役

を武官と云左邊衛右邊衛左衛門右衛門左兵衛右兵衛

左馬右馬兵庫などの職皆武官也大臣をもちめ武官ありあ

きふ何をも文官也

一御即位と云紫宸殿と云は殿へ皇子出御まりて天下

のくふあはせ親式をいし天子の御位ありきあを云

一踐祚と云御世をいひあはせ皇子内と云御位よりあ

あを云踐祚と云あをいひと云即位はあはせ

あはせ

一大嘗會と云は御即位の甲を日本の神と告げあはせ

あり禁中にて行はせしむ也大神事あり

一國母と云天子の御母をいひ也

一天子の御身を玉趾と云御顔を天顔とも龍顔とも云御心を

天機と云御苦勞を宸襟と云是れを敵と云感し覺

良すを敵感と云御立腹を逆鱗と云は勅諭を勅勅と云物



を御後<sup>チヨウサイ</sup>に<sup>チヨウサイ</sup>女を<sup>チヨウサイ</sup>敷<sup>チヨウサイ</sup>覽<sup>チヨウサイ</sup>と云御病を御惱<sup>コナウ</sup>と云御裁許<sup>サイキョ</sup>を天<sup>テン</sup>  
裁<sup>サイ</sup>勅<sup>チヨウ</sup>裁<sup>サイ</sup>と云御免を勅許<sup>チヨウキョ</sup>と云作を論言<sup>リンゲン</sup>と云又勅詔<sup>チヨウシヨウ</sup>と云  
又勅命<sup>メイ</sup>と云御盃を天盃<sup>テンハイ</sup>と云御死<sup>シ</sup>を崩御<sup>ハウギョ</sup>と云以<sup>キ</sup>忌<sup>チ</sup>中<sup>チュウ</sup>  
を諒闇<sup>リヤウアン</sup>と云御壽命を室算<sup>ホウサン</sup>と云御位を室祚<sup>ハウソク</sup>と云御出<sup>シュツ</sup>  
を行幸<sup>ギヤウコウ</sup>と云仙洞<sup>センドウ</sup>御出を朝勤行幸<sup>チヤウキン</sup>と云御還を還行<sup>カヘリ</sup>と云  
他所<sup>チヨウ</sup>へ<sup>チヨウ</sup>ほり<sup>チヨウ</sup>ゆ<sup>チヨウ</sup>を遷行<sup>セリカウ</sup>と云御自筆を宸翰<sup>シレンカン</sup>と云宸筆<sup>シレンヒツ</sup>  
勅筆<sup>チヨウ</sup>と云御唐所を玉唐<sup>ギョウガ</sup>と云御所を禁中<sup>キンチュウ</sup>禁裡<sup>キンリ</sup>禁闕<sup>キンケツ</sup>  
鳳闕<sup>ホウケツ</sup>大内<sup>ダイナイ</sup>内裏<sup>ナイリ</sup>と云内<sup>ウチ</sup>ま<sup>ウチ</sup>づ<sup>ウチ</sup>り<sup>ウチ</sup>と云假<sup>カリ</sup>を免<sup>メ</sup>り<sup>メ</sup>御座<sup>ウツ</sup>ら<sup>ウツ</sup>ぬ<sup>ウツ</sup>る<sup>ウツ</sup>  
皇居<sup>クハウキヨ</sup>と云御旅宿を行在所<sup>イレザイシヨ</sup>下<sup>ゲ</sup>と云御輿<sup>コシ</sup>を<sup>ホウ</sup>風<sup>フウ</sup>輦<sup>ベン</sup>と云御車<sup>クルマ</sup>を<sup>ト</sup>聖<sup>セイ</sup>駕<sup>カ</sup>と云御寢所を夜御殿<sup>ヨレノヲト</sup>と云御基所を基盤<sup>キバン</sup>所<sup>コロ</sup>と云

朝餉ハ御膳ヲキ  
コレメスル所ナリ

御膳所<sup>イササエ</sup>を朝餉<sup>チササエ</sup>と云御食物を供御<sup>クゴ</sup>と云女中<sup>メナチュウ</sup>部<sup>ベ</sup>を對<sup>タイ</sup>座<sup>ザ</sup>  
と云御亭<sup>チン</sup>を鈎<sup>フリ</sup>殿<sup>テン</sup>と云御後<sup>チヨウ</sup>を勤<sup>チン</sup>を宿直<sup>シュクジキ</sup>と云當<sup>トウ</sup>番<sup>バン</sup>日<sup>ニチ</sup>を<sup>ヒ</sup>上<sup>ウエ</sup>  
日<sup>ヒ</sup>と云御あそび<sup>アソビ</sup>を御遊<sup>キョウユウ</sup>と云宸遊<sup>シネユウ</sup>と云御馬<sup>ウマ</sup>を龍蹄<sup>リヤウテイ</sup>と云  
物<sup>モノ</sup>を<sup>モノ</sup>御<sup>ウツ</sup>を<sup>ウツ</sup>奏<sup>ソウ</sup>聞<sup>モン</sup>奏<sup>ソウ</sup>達<sup>ダツ</sup>と云禁裏<sup>キンリ</sup>へ<sup>ヘ</sup>御<sup>ウツ</sup>を<sup>ウツ</sup>御<sup>ウツ</sup>と云官位<sup>カンイ</sup>  
の御禮<sup>ウツレ</sup>を<sup>ウツレ</sup>拜<sup>ハイ</sup>賀<sup>ガ</sup>と云

一院と云天子御位をのぐれゆふなり也又太上天皇太上帝上<sup>タイ</sup>  
皇<sup>クハウ</sup>あ<sup>クハウ</sup>じ<sup>クハウ</sup>り<sup>クハウ</sup>御所を本院の御所仙洞仙院あ<sup>クハウ</sup>じ<sup>クハウ</sup>り<sup>クハウ</sup>御所  
中の事を本院中<sup>チュウ</sup>中<sup>チュウ</sup>あ<sup>クハウ</sup>じ<sup>クハウ</sup>り<sup>クハウ</sup>云院御座<sup>ウツ</sup>ら<sup>ウツ</sup>成時<sup>ナリキ</sup>當<sup>トウ</sup>今<sup>イマ</sup> 當代<sup>タウダイ</sup>の<sup>ノ</sup>御<sup>ウツ</sup>  
位<sup>イ</sup>を<sup>イ</sup>の<sup>ノ</sup>御<sup>ウツ</sup>あ<sup>クハウ</sup>じ<sup>クハウ</sup>り<sup>クハウ</sup>新院と<sup>シン</sup>なり<sup>ナリ</sup>前の院を本院と<sup>ヘン</sup>なり<sup>ナリ</sup>也  
院<sup>イン</sup>ある<sup>アル</sup>を院系<sup>インケイ</sup>と云院の御所を<sup>ウツ</sup>院宣<sup>インゼン</sup>と云

御使を院使と云御出を御幸と云

一東宮トウクウクウをオモヒ春宮トウクウクウと云東宮乃御親を文子書リヤウシを令ると云

親王后宮あとの由令ると云御出を行啓と云物を御出

を啓すと云又啓達と云御書を御息所イマス トコロと云

一攝家ハ攝政セツケ関白セツケある家也天子此以家老の家也清花セイガハと云

ハ攝家セツケは攝政関白ある家也華族クハ ショウクと云太政大臣ある家

也大臣家と云ハ大臣ある家也さきさきと云大将を兼ると云ハ

あらず羽林家ウリシケと云ハ初中将少将ありて大中納言サンギ冬後フユノノチは

ある家也名家と云ハ儒学の家あり辨官ベンカン藏人頭ゾウジンカウありの家也

諸大夫家と云ハ諸家あり四位五位を極位ゴクイとする家之数量

よりて大中納言並ナナシも並れち本地下の家筋也

一位階と云ハ位イのイ也階イはイきざしイと云む位ハ正一位より少初

位下より階イきざしイのイと云下ある故也

一京都將軍時代の書ハ官途カンドウとあるハ書ハ官のイ也但諸國の

吏録ジユレクの事ハ官途カンドウと云ハ書ハ官途吏録とあり

一受領ジユレウと云ハ國司のイを云武藏守伊勢守あとの類也

一左衛門將右衛門將の將の字をうみと云ハ右衛門也又うみと云

カ云左衛門のうみと云也將殿と書うみと云ハ右衛門のうみと云

左衛門將右衛門將あとの人ヒトをうみと云ハ右衛門のうみと云也

一兵部太輔式部少輔あとの太輔をうみと云ハ兵部少輔あり

少輔を志やうしつと云ふはあやまり之を中しつ計云つ少輔乃  
字を志やうぬあやまりを志を引けし福を志やうしつ也

一主水内膳内采女正あぶの正はうしつと云ふ志やうしつはあや  
まり也

一大夫をすしつ云と云らうしつは差別あり左近大夫修理大夫  
大膳大夫皇太后宮大夫あぶの村はたいあつ溜りて云也たい

ふと云らうしつ云時ハ五位の奉之弘安禮節あぶのやも五位の奉を  
太史と書れりたんと云左近の尉ハ六位の官也左近の尉ある

りしる人五位は叙せしを左近の太史と云也源義経ハ左近の尉  
あつ検非違使の判官を兼りて五位は叙しつるあつ太史判官

と云ひ也左近将監掃部助も従六位の官也五位は叙せしを  
左近大夫掃部太史と云は外も何れ太史と云ふ五位は初下

上五位田と云位よりりて田を給ふ五位は叙せし田八町を  
給る今お知行の如く六位より以下は田をさす位お應

よ米をさす今切米の如く依りて五位は叙せしを叙爵  
と云らうしつ大は叙摸と云らう也

一何世の官ふても四分と云一役は役人甲人つらう也四分と云  
かゝすけあやう、さうせんぞと云みハ大頭と云けハ小頭と云る

たまけをすもくあやうハ一役の内あつおせもやさまつあやう役  
一役中のあやまりをすもくさうらんハ筆者あつ役を付つる者



也

一源氏長者チヤウシヤと云ハ源氏の内より官位高き人を源氏長者と云源氏シノのシノ限シノりず藤原フジワラも橘トチも平ヘイも官位高き人を何氏の長者チヤウシヤと云也シノ天子テンシより以シノてある也

一淳和院ジュンワ并シヤカク學院の別當シノのシノ式シキ二ツの院ハ源氏の学文ガクウブン所シノハ名也源氏の長者チヤウシヤと云人シノハ学文ガクウブン所の支配シヤクするを別當シノと云將軍家ハ源氏の長者チヤウシヤと云より淳和并學院の別當シノありと云又學院ガクウブンと云ハ橘氏の学文ガクウブン所シノハ後世堂上カセドウジョウなる橘氏トチ也一依シノ橘氏の長者チヤウシヤあり後世九條及學院別當シノ成シノり也梅ウメ家の社家シヤケども橘氏トチあり九條及シノ付シノき隨シノて官位の願カネガヒをシノりし依シノ橘氏の長者チヤウシヤあり橘氏の長者チヤウシヤの如シノくも也

九條殿クニノノハ後系氏シノあり

一今時武家の輩イモカキハ位シノは敬シノくするを四品シホンと云シノあり也四品シホンと云シノべき也親王シノの位シノをハ一品二品三品シノありと云無位ムヘイをハ無品ムヘンと云諸王シノ諸臣シノの位シノをハ一位二位三位シノありと云也官位クワンイ今義解イリヤウキカイと云親王シノ稱品シヤウスルホト者別シノ於諸臣シノ也シノあり親王シノの位シノを品ホンと云ハ諸王シノ諸臣シノの位シノと云ありある為也シノ之シノ今武家の位シノをハ品ホンと云シノ習シノり多シノれ世の風俗シノを隨シノふ也一今武家シノあり宰相サイシヤウと云本名シノハ参議也宰相シノハ参議シノの異名也關東シノの人ハ宰相シノとあり好シノく云シノて冬シノ議シノと云事をシノ初シノぬ也一如木シヨボクと云シノハシノき者也白張ハクチャウをシノ穿シノり家シノの供シノをする者也

諸王ハ高見王十ノ類ナリ

西三條裝束抄云  
退紅白丁是等ハ  
下部ノ着物也笠  
持香持等ノ着物  
也退紅ハ能家ニ  
具スル也義教ハ  
大将御拜賀次方  
云退紅仕丁云

東鑑卷二鍵政月  
三頼朝ノ奏狀云  
從維頼朝身有共  
答之時者自公家  
何無所依依哉署  
今以被刃傷皇主  
法師之忿怒赤赤  
奮公家對是皆禁  
裏ヲ指テ公家ト  
云ナリ  
後鳥羽院宸記ニ  
其時ノ天子順德

履傘あざを指し役也白張と云ハ白布の物衣也如木退紅と云  
カキキヌ  
白張ハさきより木のゆり云  
かみ如木ト云

退紅と云モイヤキ者ノ服也退紅ハ桃色ハ染るる布乃  
タイコウ

指衣也それ等あるは退紅と云也又色赤く少思ふあるはあ  
まそれハ真の退紅あるは退紅ハ履傘あざを指し役也

退紅 延喜式ニハアラフメト訓  
江家次方ニハ高除トアリ

公家ト云本ハ禁裏を指し云也今時公義と云同公家  
禁裏ヲ公家ト云ハ將軍家ヲ公方ト云ニ同シ  
皆自稱ニハアラフメト下ヨリ上ヲスブ訓ナリ

位署書の事書れり部々あり  
イシヨカキ

侍讀ハ天子ノ御学文を司り  
ダトク

院ノ御事ヲ公家  
ト考タマヘリ

ふじあづぬ管絃の道おし  
ハンゼン

一人と書てしちぢんとよむハ天子の御事也しちのひとよむハ  
関白の事之ひとりあつりよむハ人数をうがむる詞也

官位のは実ハ官職秘抄又職原抄又百寮訓要抄あざより

らあり何れも板行ハ書物屋にあり  
ニコリテヨム

一 靱負と書てゆげいよむ也ゆきまよむハあやまりあり  
ユキラヒ

ゆきおひと云みを畧ハゆげいと云也靱負ハ左右衛門右

近乃吳名也左右衛門ハ弓矢を帯ハ禁裏の御門を司

る役也靱ハ矢を入る物也靱を負ふ役あるは靱負佐靱負

尉あとも云也  
ゼウ  
ユケイヲ今ユキエト云フハアヤマリ也



周亜史ありて其を指しつけし門をひびき天子をよま  
うり文帝は用かきびしきをあらめあひて外の陣屋の考  
もハ子もあそびをするや、周亜史の陣屋ハ大将の付  
きひしきあ下さる用かきびしきの大將也と感ドある  
あの一也柳堂の柳の字ハ細柳の柳の字也堂の字ハ陣  
屋を云也右の故事より將軍の居所を柳堂と云

一大樹タイシユと云ハ將軍ハ吳名也唐土より若漢の代ハ馮異メイと云大  
將あり戦後外の人々ハ我切チカラはあより自慢ジマシしききびし  
手かきを痛しあそびしハ馮異一人き大ある切あきど  
あ少も同くす自慢せず退て大ある樹キの下モトに居る人

あしきき氣をありしと也を結大切ありし人ともあそ  
ひぶるよりをゆるくゆるく礼義をすせず志のあ大ある  
事をも人々感し入るも也ヲホキリヤウに大史書ありしをあらめ大樹  
を將軍異名とくゆる也大ある樹の下に居るハ大樹と云  
一門跡の坊バウシ官シと云ハ髪をすま僧衣をきて白袴をきし  
腰刀をさすシのさや巻刀ノ也ノ魚鮫を食し書子を持也御門カハラヒホウシ法方  
は奉公する者也坊官の字を廳テウケン勢シとも云之東宮の官人を坊官と  
しる門跡の坊官ハ  
別の  
子也  
一侍法師カハラヒホウシと云ハ門跡カハラヒホウシはまらるる者也若れれ法橋ホウキョウ法眼ホウガンある也



一外記ゲキと云ハ禁中ギンチュウ太政官タイセイカンと云役所の右筆の預也

一官勢クワンセイと云ハ右の外記の下シタ左大史サダシ右大史ミダシ左少史サダシ右少史ミダシと云

右筆あり二人之内の一の左大史のものを官勢クワンセイと云あり今ハ左

大史一人あり其を任生官勢と云也

一警蹕ケイヒツと云ハ天子出脚シユツキョの時サキ先サキをいひの聲コエを云也御殿の内

ありも外ケイヒツに出の時サキも警蹕あり其聲ハおとと云也後醍醐

天皇ノ日中行幸ニヒノユクを見えたり又古ハ聲コエもいひ也聲コエは

くさくさクサクサ極キョクまりマリハ古風コフウはあアくさくさは是家御の明月記メイゲツキハ

あアくさくさクサクサたり天子テンシあアぬ人も道路ドウロもモハ公儀コウギハ隠カクレて警

蹕ヒツをいイはハむム日ヒ江カハ談タンと云ハ書カキハあり警蹕ケイヒツの聲コエハ雲クモ化

の物カおそれ退ヒクくクより源氏の河海抄カウカイセウ又ハ台記ダイキ等トウと云たり

後世ゴセもモおオくクと云ハトくク微コホ聲コエハけいケイのノと云也

是故実コトをマシりリうウハハいイ也聲コエもモさサびビハハおオくクハ

いイと云トハハきキおオのノ人も鬼キもモおオるルと云ハハあアれレ今武家の

先供サキトモの者モノ聲コエもモほホくクと云ハ昔の警蹕ケイヒツのおオくクと云ハハようユウハ

おオくク也

一文位フニイランイ勲位クンイと云事あり文位フニイランイは少の正一位セイイチイ位イ位イの中ナカの位

の事也勲位クンイと云ハ勲クンハ勲功クンコウと云軍イクサあり高名タカナと云ハ

るルと云ハ勲功クンコウあり人も褒美ホウビハ勲位クンイと云位イをイハ付ツケ付ツケ

勲位クンイハ勲一等クンイツウ勲二等クンニツウありアリ勲十三等クンジュウサンありアリ也ヤと云ハ

令ニ註ヲ加ヘタ  
ル書アリ令義解  
ト云也故行ニア  
リ又集解ト云モ  
アリ是ハ故行ニ  
ハナシ

勲一等の人ハ正三位の下後三位の上ニ爲る者ナリ勲二等の人  
ハ從三位の下正四位上の人ナリ是ハ爲る者ナリ也此次カハ要細  
令ト云書の内乃官位令ト云部ハ記シテあり其ノ具ヲ云フ一神  
皇正統記ニ云 北畠准后 上古ハ勲功ありて官位ナシ  
ありりき帝の官位の外ハ勲位ト云一各を立テ一等より十二等  
ありあり位位の人あり勲切たり一等はあり正  
三位の下後三位の上ニ爲る者ナリ又此位  
あり一人を兼テる者ナリ云 本位トハ文  
天子の内寝ありて之をみる一は記カクあり  
リハ也也ハ時々の如ク女嬖ハ殿の内をみるあり也

藏人ノ唐名ヲ侍  
中内侍ト云

みづから入テ御格子をわたり一は内寝あり也此を  
みる一は内寝あり也又内寝をわたり一は女嬖ハ女の  
と云る大殿より引こりあり也  
一内侍宣し書テ 如ハ二ツのよし云テカウも也官位を  
ハ侍付ハ外記史内記あり云役人のうも也也ハ藏人  
頭の上ハ 上卿のウ 前ニ云ス 下知一ハ次知一ハ知スル也然るハ内  
侍室ト云ハ藏人頭上ハト云テハ 藏人方ハ内侍宣ト云也  
倉人あり云役人ト云テ下知ハ内侍宣ト云也  
ハ記カク長橋局より書テ出ス女奉書を内侍宣ト云也  
官職雜義ト云タリ

一職事シキジ 蔵人頭クラウダントラ 勿論五位蔵人六位蔵人シキ 等シ あり

一陣チン 乃ナ 又マタ 左サ 歩フ の陣チン あり

一役人シキ 出仕シ したる役所シキ 列リ 座ザ あり

一禁裏キンリ の紫宸殿シイデン を南ナン 殿デン と云イハ 之ノ 御ミ 後ゴ を小コ 廂シヤウ 東トウ 廂シヤウ と云イハ 也ナリ

膳宿モンヤトリ を西シ 廂シヤウ と云イハ 也ナリ

一高賣シヤウハイ 者モノ 官位クワンイ をシ 受ウケ たり

一軍義ヨシ 輝テル 光ミツ 原ハラ 院イン 減ヘ たり

一後ノチ 誰タレ 存ゾク たり禁裏キンリ 方カタ をシ 受ウケ たり

一私シ 世セ 少シヤウ 朝チヤウ 夕シヤク の御膳ミツク もシ 受ウケ たり

一南ナン 人ニン 若ニヤク 穢シヤウ あり

一後ノチ 信シユン 長チヤウ 之ノ 代ダイ あり

一三サン 公コウ 九ク 卿ケイ と云イハ 唐トウ 土ト の官クワン あり

一三サン 公コウ と云イハ 又マタ 少シヤウ 師シ 少シヤウ 傳デン 少シヤウ 保ホ 也ナリ

一司シ 空クウ 也ナリ 六ロク 卿ケイ と云イハ 也ナリ

一日本ニッポン あり

一太政大臣タイサウヂ 左サ 大臣ヂ 右ウ 大臣ヂ 三サン 公コウ と云イハ 也ナリ

一参議サンギ 卿ケイ ト云イハ 日本ニッポン 三サン 卿ケイ 九ク 卿ケイ あり

一周シュウ の官クワン あり

一唐トウ 土ト の官クワン あり

一少シヤウ 師シ 少シヤウ 傳デン 少シヤウ 保ホ 也ナリ

一六ロク 卿ケイ と云イハ 也ナリ

一九ク 卿ケイ と云イハ 也ナリ

百七代正親町院  
乃此代の事あり



非冬後の四位と云ハヤダ冬後  
に任ズ、冬後の  
に任ズ、冬後の  
に任ズ、冬後の  
に任ズ、冬後の

一 非冬後議と云ハ位をうり、少く官ハあききを云ふ、紀サンイの散位

乃の也、非冬後議と書ク、少く官ハあききを云ふ、紀サンイの散位

裏の政事、少く官ハあききを云ふ、紀サンイの散位

るを云也、非冬後議の位、あききを云ハ、又別の事也、右の非冬後の  
冬後ハ大中納

言冬後議と云ハ、冬後の位、あききを云ハ、又別の事也、右の非冬後の  
冬後ハ大中納

一 職事散事と云事、職事とはは、少く官ハあききを云ふ、紀サンイの散位

ののをつつ、あききを云ハ、又別の事也、右の非冬後の  
冬後ハ大中納

べき役儀あり、無友あり、位をうり、少く官ハあききを云ふ、紀サンイの散位

散位の事あり、職事の二字シキ、トナメ、職人の事  
職事散事の対ニハ、トヨウ、トヨウ、トヨウ

一 善通事、定行事の事、人品、祁よ紀サンイ

一 陰陽家、少く官ハあききを云ふ、紀サンイの散位

御門、号一、賀茂ハ、勤解由小路と号ス、各系ノ通字、安倍ハ有ノ字  
又春ノ字、賀茂ハ在ノ字、勤

解由小路ハ、今禁裏あり、絶て、少く官ハあききを云ふ、紀サンイの散位

昔ハ安倍ヲ、定行事ト云、カウトク、ゼイ

一 無官大夫と云事、官ハあききを云ふ、紀サンイの散位

前ニ礼シタル、非冬後ノ事ナリ、非冬後ノ四位五位之  
少く官ハあききを云ふ、紀サンイの散位

大夫、敦盛と云也、太史と云、四位五位の惣名也

一 讓位ビヤウイハ、天子の御位を太子マイレ以彌子ミヤコあききを云ふ、紀サンイの散位

一 受禪ジュゼンハ、太子チキ父帝より天子の位をゆづり、少く官ハあききを云ふ、紀サンイの散位

云也、受禪と書ク、ゆづり、少く官ハあききを云ふ、紀サンイの散位

親王の位も係平  
あざの位ヲ出  
て人臣あり  
あり

一 遜位シノビと天子の御位をありなきあやを云ふ遜位と書く

一 良ぬをありなきあやあり讓位シヤウの事也

一 公車クワシと云ふは使へり禁裏キンリより入り物とありの御儀式キシキ公用コウヨウの

物名也今村武家ムラタケありて筆論シツロンを公車と云ふあやありの事

論をくくると云ふは口事クシ人字ありて

一 諸王シヨウワと云ふは皇太子ミカド高見王タカミノミ高望王タカノゾノミ徑基王ノリノミあざの親を云ふ

天子の御子ミコも親王の号を御免ありて親王と云ふ其親王の御子

を諸王と云ふは名宗ナノムネの下シタ王の字を付て

乃御孫也又ヒコも諸王也人臣ヒトノミのありあやを氏を給り

一 姓を名宗あり

一 内親王ウチノミカドと云ふ天子の御孫も親王の号を御免ありて云

一 法親王ホウノミカドと云ふ天子の御子も出家ありあやありの形方カタも親王の

号を御免ありて云也

一 入道ニリトウ親王と云ふは今迄親王ありては方利ハツ髪ハツ一々佛

道ミチ入りあやあり

一 無品親王ムホンノミカドと云ふ親王の位を無品ムホン親王と云ふ

二品ニホンあざと云ふは位イの軍人御位ミカドも無品親王と云ふ

一 皇嘉門院クハカモンイン安嘉門院アンカモンイン建禮門院ケンレイモンインあざと云ふ天子の御子ミコは法

あざの御母ミカドノハハを貴と云ふ門院と云ふ号を奉る也御

母姑以隱居而為女院ニヨイ也也其後乃建禮門ケンレイ之佛  
門乃迤邐ニ女院の所所をを建建禮門院レ之此  
外も推推して知知るべし

一重祿テウと天子の位をを受受けりりのの後又又重カキ多多天子の  
御位ミマよりより受受けりり之之常トコははありあり何ナニぞぞありあり  
てて重テウ祿レありあり事コトありあり

一御宇ギョウの二字ありありががありあり也也天下テニカをを治シめ  
りり也也以以宇ウハハ御代ミマとと云イハふふ也也

被管ハスベラル被管ハスベラル  
ルトヨム也  
一被管ヒと云イハふふ官クニの下ノにニ支配シヤウするル官クニをを云イハふふ中ナカ勞ラウ  
省シヤウの支配シヤウ下ノはハ大オホ倉クラ寮シヤウ圖書トウブ寮シヤウ内ウチ藏ザウ寮シヤウありありのの數カズハハ被管ヒ之ノ

中勞の支配シヤウをを受受けるル官クニ也也  
被管の管の字ハ竹ウツリノカ  
クニノ書ノ官ノ字ニ非ズ

一被接ヒ官クニと云イハふふ官クニニニ付ツキきき海ウミ下ノにニ官クニ也也支配シヤウをを受受けりり  
其官ミをを接ツキりり付ツキきき官クニ也也中ナカ勞ラウ省シヤウ之ノ侍ジ從ジウ内ウチ記キ  
ありあり數カズ也也外ソトもも多オホシしし

一流リウ外ゲ官クニと云イハふふ相サウ當トウの位イありあり官クニをを受受けるル也也  
相當ノカ  
あり内ウチ舍シヤ

大望令ダイマウ養老令ヤウラウト云イハふふ  
一令外リヤウの官クニと云イハふふ令メイ書シヤウにニ書カきき裁サイふふ官クニ也也令メイハハ文ブン

武天皇ブチ代ダイ大寶元年ダイホウニニ撰センじじるる書シヤウ也也  
其後又元正天皇代養老年中ニ添削セリ是今ニ傳フナリ職員令あり  
立坊リカバウと云イハふふ天子テンシ御世ミマにニ定サめめるる御子ミコ乃ナラバ中ナカにニ

天子テンシありありるる御世ミマにニ定サめめるる御子ミコ乃ナラバ中ナカにニ

一立后リツゴと云ハ中宮ナウガウを皇后宮クハウコグウに御位ミマカをあるに云云也

一中宮ハ御書ツマ也皇后宮ハ云々云々以本書ホンサイの事也

一出居侍役イテサレシヅウと云ハ禁中キンチュウの公事を奉行する時トキに席シヤクを出る者

侍従也人数ヒトヂウありあり其シを備分ヒトヂウに任也又擬侍役キジシウジ次

侍従レシウあり云々節會セチエありの時トキに管ツツ分ツツに任也常此侍従の

人数不足に依りてうウふに任を云也

一國司コクシと云ハ日本六十六ヶ國ニッポンロクジュウロクケクニ一國ニは六人ロクニンの役人を長に爲りて百

姓の諸願シカヒソノ祈シヤウの等ナラを以て年貢ネンキウを納むるに京都キョウトウへ納む

諸勤定シヨクチンテイを以て軍役イクサノトクをも勤む也其役人ハ天子テウジより

御付ミツケて八ヶ家ヤツケの中ナカより人を以てひて供回キョウケに下され也一

小役人コノトク六人ムツヒトと云ハ其シを大和國オホヤマトクニより大和守オホヤマトクノミを以て

大和守オホヤマトクノミは代カタ之カタ能ノくノなり其人コノヒト大和オホヤマトク大攝オホサツを以て攝シヤウを以て

人ヒト也大和オホヤマトク大目オホメを以て少目シヨメを以てシヨメ目メを以て郡司クニノシを以て

國クニ大國オホクニ上國ウヘクニ中國チウクニ下國ゲクニよりて人数ヒトヂウハ各多少也其先

大抵オホテ右ミダリの如ノく諸國シヨククニは右ミダリの役人の居る役を以てありて其

と云也右ミダリの役人トクノヒトは年トシよりて交番カウバンする也遠國トウクニハ云々年トシよりて交

番也上古コノトキハ右ミダリの如ノく諸國シヨククニの必司カナラシメを公家キョウカよりて其

本國ホンクニハ天子テウジに以てはるに依りて之レを攝會セツカイの右大將ウヘノオホシヤウ頼朝タシマウを平

家ケを以てわきと後ノチに切キふりて六ヶヶ國ムツツケクニの廻進ウヅシメ補使ホシ

と云職シヨクを以て扱サツりて其レを以て一ヒト人ヒトに依りて其レを以て天子テウジ



より仰付し事多し 追捕使と云ハ謀及人指藉者をいふもの それよりし

その後鎌倉より護職地頭職とあはけり武士を諸国へ

を守護地頭小諸事をいふもの天子より是

を司りて日本に残らず武家奪ひて置るもの

天子は名をとり日本にありしもの也何事も後

鎌倉へいりてあはれぬ御成り也也以後鎌倉

將軍あらざりて京都將軍あり信長秀吉あざの代より孫

徳川ありて是れ武家百年盛なり

一八外と云事出羽田秋田城秋田城ハ徳川府又ハ按察使を兼ル重き官也 相模田三浦

追記  
夕トハハ三浦介  
ハ相模也三浦  
ニ居住スル武士  
ノ相模也成タ  
ルヲ三浦ト云  
父モ以前相模  
ニテ在ラ三浦  
ノ大分ト云此  
モ准じ知ヘシ

下徳田千葉外上徳田上徳外古三助ト号ス 伊豆田田野外加

賀田又富野外周防田大内外遠田田井外井外ハ其外ハ八外

云侍の面目す官也 上徳外秋田城ハ古代ノ正名也 其余ハ武家ノ俗ニ習シタルナリ

一内位外位の事 内後五位下 外後五位下 官職難義云叙位入内と外階より内

階入り也外階より五位より姓の残さる

直に後五位下より叙し傳いで先外階より叙し後五位下

叙する也叙位の耐入内の勘文と外記内階より入べき者を記

し中家の外記ハ外階中一年

以後記申し清家外記の外階より成りて翌年より勘文より

載る也後五位下より外階ありて當時ハ皆思傳り上

古ハ五位更何れも侍リ外正五位上外正五位下あり侍

也ミツノリ古今著聞集卷六保延元年正月四日朝觀行幸中畧狛

光則多忠方ミツノリの御上臈ミツノリの御上臈ミツノリの御上臈ミツノリ

門密雅定卿マササダすされマササダ光則忠方同日は勸賞あり

叙爵す多ハ朝臣オホあり内位は叙す狛ハ下姓コマより外

位は叙す忠方上臈オホあり

貞丈云内位内階とも云外位外階トモ云多毛狛モ樂人ノ氏也多氏ハ朝臣ノ姓ニテ  
貴ノ狛氏ハ狛稱ノ姓ニテ賤シキ之升レハ多ハ内位ニ叙シ狛ハ外位ニ叙シタル也

一國主コクシと云号上古ハ無コクシ上古ハ國司あり國司ノ事頼朝乃村

より諸國シユは護シユを與シユ是今世の國主の如シユ室町殿の

比シユ何シユの護シユと稱シユ也

一今世國主の家人又其家子出入タイシユ其下タイシユの若タイシユ人乃事タイシユ也

了タイシユ大守タイシユと云古ハあり也上古ハ上臈上野常陸タイシユの之國タイシユの事

又必親タイシユ其任タイシユ也タイシユ之國タイシユの事タイシユありありタイシユ村タイシユ親タイシユ也

を大守タイシユと云上臈大守平人を大守タイシユと云ハありありタイシユ平人ハ右

三子タイシユの事タイシユありありタイシユ大守タイシユと云ハありありタイシユ之外タイシユの

事タイシユハありありタイシユ也

一布衣始名目抄ホウイニ云太上皇尊號之後始ホウイ令着御鳥帽子ホウイ云也

太上皇ホウイタジヨクハウトヨム太ノ字ヲ除テ上皇ト云フトキハ上ノ字スミテヨム也同丁也

太上皇尊号トハ天子御位ニ即キ玉ヒテ御父ニ太上天皇ト云フ号ヲ奉リ玉フ也其後太上

天皇ニ布衣始ト云事アリ侍在位ノ時ハ侍冠侍袍又時ニヨリテ侍直衣ヲ召スナナル侍

際居ナサレ太上天皇ニナリ玉ヒテ後侍鳥帽子侍袍ヲ始テ召ルヲ布衣始ト云也侍在

位ノ時ハ侍鳥帽子侍袍ヲメサルハ侍テナキ也布衣トハ侍衣ノ事也名目抄ニ侍鳥

帽子ノ事ヲ云テ侍袍ノ事ヲ記シタマハサルハ名目抄ノ作者東山左大臣実熙公ノ在世

文安康正ノ比ニハ符衣ヲ召ル、夏ハ止テ  
脚烏帽子御並衣ヲ召ル、トニナリニ歟

一北面始名目抄ニ云上皇之後始而被召置彼輩ヲ云也 彼輩トハ北面ヲ云也北面ト

ハ上皇ノ侍ナリ上北面ト云ハ五位ナリ下北面ト云ハ六位也此北面ノ侍ヲ始テ召置ル、ヲ北面始ト云ナリ

一殿下デシカト稱タるル唐タカラ少シ皇ミコ后ノ太タ子シ等トをシ一ヒト殿ノ下ノとシ天子ノ

をシ一ヒト陛下ノとシ同シ義ノ也ナリ日本ノもモ上古ノ皇ノ太子ノをシ指シ

殿下トとシのノ也ナリ公式ノ令ノをシ名ノをシ一ヒト知ルるル後ノ代ノをシ関ノ白ノをシ指シ

一殿下トとシのノ也ナリ一ヒト條ノ院ノのノ代ノはシ御ノ堂ノ関ノ白ノ道ノ長ノ

公ノハシ天子ノのノ御ノ外ノ戚ノをシ權ノ威ノ甚ノ強ノうル一ヒト詔ノ諛ノのノ人ノ道ノ長ノ公ノ

をシ一ヒト殿下トとシ稱タるル一ヒト名ノをシ一ヒト未ノ流ノ例ノとシありニ関ノ

白ノをシ殿下トとシのノ也ナリ一ヒト名ノをシ一ヒト未ノ流ノ例ノとシありニ関ノ

一木鳥モクトリと云官ノ内ノ事ノ官ノ職ノ秘ノ抄ノのノ壺ノ井ノ義ノ知ノがノ頭ノ書ノニシ云フ木鳥ノ之ノ意ノ俗ノ

説ノ區ノ々ノ也ナリ皆ノ不ノ足ノ信ノ用ノ必ノ不ノ可ノ取ノ也ナリ春ノ宮ノ舍ノ人ノ之ノ中ノ兼ノ左ノ右ノ衛ノ門ノ

尉ノ之ノ者ノ是ノ木鳥ノ也ナリ兼ノ左ノ者ノ云フ左ノ木鳥ノ兼ノ右ノ者ノ云フ右ノ木鳥ノ江ノ家ノ次ノ牙ノ

其ノ外ノ實ノ録ノ所ノ見ノ但シテ木鳥ノ之ノ字ノ義ノ不ノ分ノ明ノ俗ノ説ノ多ノ皆ノ不ノ當ノ也ナリ

一番長イツサナと云ハ義教ノ公ノ御ノ元ノ服ノ記ノニシ云フ隨ノ身ノ番長ノ一ヒト番頭ノ八ノ人ノ下ノ

膳ノ之ノ御ノ隨ノ身ノ五ノ人ノとシ云フありニ近ノ衛ノ府ノがノ官ノ下ノ役ノ將ノ曹ノ府ノ

生ノ番長ノ近衛ノと云役人ノありニ此ノ中ノ番長ノ近衛ノをシ隨ノ身ノありニ

近衛ノ府ノをシ六ノ人ノありニあるニ内ノ八ノ人ノ馬ノのノ違ノ者ノありニ云フ

一ヒト番長ノと云フ也ナリ番長ノと云フ近衛ノと云フ也ナリ近衛ノ府ノをシ六ノ人ノありニ

一ヒト番長ノと云フ也ナリ番長ノと云フ近衛ノと云フ也ナリ近衛ノ府ノをシ六ノ人ノありニ

番長ニ字トモニ  
ゴリテパンダヤ  
ウト云ナリ

も也番長ハ隨身カ也是を上臈の隨身と云あり

一番頭バントウと云右云近衛と云役の内あるもうらうらうたる者を

番頭バントウと号しハ人隨身チウロウと云は是を中臈の隨身

と云ありハ公私翰書云フ番頭是レ番頭衆ト云ハと云別也五番ノ衆ヲ云也

一下臈の御隨身号近衛也と云是も右の近衛と云役の内五人を隨

身身と云しハ近衛と云計唱は是を下臈の隨身

と云平近衛ヒラ也ハ近衛の隨身也

一假御隨身カクと云近衛ハ隨身の外よりハ必ずいざ人を右

らせしむるをかりの隨身と云あり

又衛府ト云モ云也エフト云ハズヨウトヨム也

一衛府ノ侍ヨウと云左右近衛乃役所を衛府と云衛府の侍ハ禁

中中ハ近衛府の内將監將曹府生番長番頭近衛等

ハ禁裏より將軍家へはきり是近衛の官人也衛府の侍

禁裏より来りす武家の人々あれども隨身のそとに持

矢をおひ馬は乗るは近衛府の侍と云あり

一兼宣ケンセン方乃事大臣は任ず兼日何ノ日大臣は任ト

由此宣名を賜ふを云也平家物詰卷一抄あり

十一月九日の日兼宣名をうらうらうらうら同日太政大

臣ありしは是ありしは當日に任大臣の節命を

行を宣命をうらうら大臣は任せり也

一洋ハイガ賀ソウケイ慶賀ケイガの事此云名とも官位之御禮を禁裏



一 参内して下り奉る事を云ふなり

一 執柄シツヘイ乃事摂政関白を執柄と云也ケン換柄ヘンを取と云ふも執柄

と云也ト云也以摂政関白あり給ふ家ハ五攝家の内あり給

ふ故コト五攝家を云ふなり執柄家と稱イハす也

一 武家を清花シヨウカ子準ノリノ事南朝紀傳キデン云應永五年戊寅今

年相國サウコク義満公也武家の三職七頭サンシヨクシツウを定む朝廷の五攝家七清

花ハナ子ありト一三職ハ斯波細川畠山三管領多タり七頭ハ山

名一色土岐赤松京極上杉伊勢也イセ

貞文雜記卷之四シテ

岡田鼎藏板

